

教育委員会定例会会議録

1 日時

平成24年9月13日(木)

開会 13時30分

閉会 14時51分

2 場所

教育委員室

3 出席者及び欠席委員の氏名

出席者 丹保健一委員長、岩崎恭典委員、牛場まり子委員、清水明委員
真伏秀樹教育長

欠席者 なし

4 出席職員

教育長 真伏秀樹(再掲)

副教育長 小野芳孝、次長(教職員・施設担当) 信田信行

次長(学習支援担当) 白鳥綱重、次長(育成支援・社会教育担当) 野村浩

次長(研修担当) 西口晶子

教育総務課 課長 荒木敏之、主幹 中川剛

生徒指導課 課長 和田欣子、副課長 今田禎浩

社会教育・文化財保護課 課長 野原宏司、副課長 辻喜嗣、副課長 竹内英昭
主査 中山智子、主査 伊野美穂子

5 議案件名及び採択の結果

審議結果

件名

議案第25号 平成24年度教育功労者表彰について

原案可決

議案第26号 三重県文化財保護審議会委員の任命について

原案可決

6 報告題件名

件名

報告1 通学路における緊急合同点検について

報告2 指定管理者が行う公の施設の管理状況について

報告3 指定管理者選定の進捗状況について

7 審議の概要

・開会宣言

丹保健一委員長が開会を宣告する。

- ・会議成立の確認

全委員出席により会議が成立したことを確認する。

- ・前回審議事項（平成24年9月3日開催）の審議結果の確認

前回定例会審議結果の内容を確認し、全委員が承認する。

- ・議事録署名人の指名

岩崎委員を指名し、指名を了承する。

- ・会議の公開・非公開の別及び進行の確認

議案第25号及び議案第26号は、内容に個人情報が含まれるため非公開で審議することを承認する。

会議の進行は、公開の報告1から報告3の報告を受けた後、非公開の議案第26号を審議し、最後に議案第25号を審議する順番とすることを承認する。

- ・審議事項

報告1 通学路における緊急合同点検について（公開）

（和田生徒指導課長説明）

報告1 通学路における緊急合同点検について

通学路における緊急合同点検について、別紙のとおり報告する。平成24年9月13日提出 三重県教育委員会事務局 生徒指導課長。

1ページをご覧ください。通学路における緊急合同点検については、本年4月下旬に通学路における痛ましい交通事故が全国的にも相次いだことを受けて、平成24年4月27日付で文部科学大臣から学校の通学路の安全に関する緊急メッセージが出されました。

また、その後の状況を踏まえ、国土交通省、警察庁、文部科学省から、それぞれ平成24年5月30日付けの通知で、公立小学校及び特別支援学校の小学部を対象として、学校、保護者、地元の警察署、道路管理者による通学路の緊急合同点検を実施するように要請がありました。

緊急合同点検実施状況報告がまとまりましたので、平成24年9月10日に文部科学省に報告しました。

今後は、この対策案を作成し、計画的に対策を実施できるように取組を進めてまいります。

これまでの経緯についてご説明します。

平成24年4月27日付けで、登下校時等における幼児児童生徒の安全確保について、各県立学校及び市町等教育委員会に通知をいたしました。その通知の中では、通学路の安全点検を行うなどの安全確保に万全を期すとともに、交通安全指導の徹底、PTAやスクールガード、地元警察署等との連携により、地域全体で子どもたちの安全を見守る体制の充実を図るようお願いしました。

平成24年5月2日付けで、学校の通学路の安全確保について、各県立学校及び市町

等教育委員会に通知をしましたが、この通知は4月27日に文部科学大臣から、「学校の通学路の安全に関する文部科学大臣緊急メッセージ」が発出されたことを受けて各県立学校及び市町等教育委員会に通知をしましたが、改めて通学路の安全点検を行うなど、幼児児童生徒の安全確保についてお願いをいたしました。

その後、5月30日付けで文部科学省から、「通学路の交通安全の確保の徹底について」という依頼を受け、学校、保護者、地元警察署、道路管理者による通学路の緊急合同点検を実施するように依頼をしたところです。

対象は、公立小学校及び特別支援学校の小学部として、平成24年9月4日までに緊急合同点検をした結果を報告するように依頼したところです。

この調査を実施するにあたっては、県土整備部、県警察本部との合同会議の実施をして、緊急合同点検が円滑に実施できるように調整を図りました。

具体的な調査の中身として参考のところにまとめましたが、小学校の報告の学校数、危険箇所数、緊急合同点検の実施箇所数、対策の必要箇所数とその内訳。対象としては、公立小学校と特別支援学校の小学部です。

2ページをご覧ください。この調査は報告の締切が2段階になっており、まず9月10日までに緊急合同点検を実施した状況を報告し、その後、12月10日までに緊急合同点検を受けた対策の実施検討の状況を報告することになっています。

調査結果は、2番の表にまとめました。公立小学校は、全学校数414校、これは学校基本調査の数です。実際に子どもたちが在籍している学校が391校で今回の調査を実施しました。危険箇所数は2,657、そのうち緊急合同点検の実施箇所は1,796件、そのうち対策の必要箇所は1,648、その内訳は、この9月10日までの間に対策が済んだところが175、対策の予定が立っているところが372、対策未定箇所数が1,101となっています。

特別支援学校については、スクールバスによらずに児童が通学をしております特別支援学校の小学部は、本県では聾学校のみとなっておりますので、聾学校を対象に実施をしました。危険箇所数は3箇所、緊急合同点検はその3箇所を点検し、対策の必要なところは2箇所となっています。

対策の済んでいる箇所175箇所の具体的な事例として表の下にまとめましたが、それぞれ通学路を変更したり、ボランティアを配置したり、道路管理者においては外側線の引き直し、路肩や交差点のカラー舗装、ガードレールの設置、警察署については、横断歩道の塗り直しや、横断歩道を予告する予告マークの設置、一部標識の建て替え等、対策の済んでいるところが175箇所の具体的な事例です。

今後の取組としては、この緊急合同点検を受けて具体的な対策案を作成していくことになっています。8月10日付けで文部科学省、国土交通省、警察庁の連絡会議において、「通学路の交通安全の確保に関する有識者懇談会の意見のとりまとめ」というものがまとめられました。このとりまとめを各市町等教育委員会に周知をいたしました。この意見のとりまとめを参考にしながら、教育委員会と学校は相互に連携をし、また、保護者の皆さんの協力も得て、道路管理者及び地元警察署と連携・協力し、さらには、地元の住民の方との調整も図りながら対策案を作成していくこととなります。

その後、対策の実施ですが、平成24年9月5日に文部科学省は、「いじめ、学校安

全等に関する総合的な取組方針～子どもの『命』を守るために」を発表しました。この中では、学校安全に係る基本的な考え方を示すとともに関係省庁の連携による通学路対策に係る必要な予算の確保について概算要求をしているところです。今後、この対策案に従って、教育委員会、学校、道路管理者及び警察署が、保護者等との連携を図りながら、対策の未定箇所及び対策の予定箇所について、速やかにかつ計画的に対策が実施できるよう県教育委員会、県土整備部、県環境生活部、県警察本部等が連携をして取組を進めてまいります。

今後、実施状況の報告としては、緊急合同点検を受けた箇所についての対策の実施状況等について、12月10日までに改めて報告することになっています。この期限までにすべての対策必要箇所について対策が講じられるように関係機関と連携を図りながら、鋭意努めてまいります。

資料として3ページに文部科学大臣の緊急メッセージをお付けしました。さらに、5ページには緊急合同点検の実施要領、7ページに通学路における緊急合同点検の流れということで参考にお付けしました。今、ご説明した内容の参考資料です。

【質疑】

委員長

ありがとうございます。

報告1はいかがでしょう。

2ページの対策必要箇所等という表の中にそういう数字がありますが、これは2ページの下の方に書いてある平成24年12月10日までにはこれらの対策は全部終わるという意味ですか。

生徒指導課長

予算の伴うものもありますし、期間の必要なものもあり、対策案をすべて策定することになります。それで、できるところから必要に応じて計画的に、早急に必要なのは早急に対策を講じていくということで進めてまいりたいと思います。

委員長

分かりました。

それで、特別支援の対策未定箇所というのがありますが、これはどういうものですか。

生徒指導課長

聾学校において3箇所、危険箇所ということで挙がってきました。具体的には藤方というバス停から学校までの500mほどの通学路があるわけですが、その藤方のバス停留所のある付近の交差点、交差点から聾学校までの歩道、ガードレールが付いていますが、それぞれ道路に面した家がありますので、そこへ入るためにガードレールが一部切れておところがあります。そこと、3つ目は、交差点から一本入った市道ですが、そこも交差点があります。非常に交通量が多いところですので、この交差点、この3箇所について危険箇所ということで合同点検をさせていただきました。

今後、12月10日の報告までに具体的な対策等については検討を進めていきたいと思っておりますが、ガードレールが一部途切れているところについては、家への侵入ができませんので、そこの対策は難しいということで、交差点の2箇所は危険対策の必要箇

所として、今後、警察署と道路管理者と相談をして対策を講じていきたいと思っています。

委員長

ありがとうございます。

道路管理者というのは、具体的には三重県になりますか。市もありますか。

生徒指導課長

市道、町道、農道、国道がありますが、それぞれ管理者が違いますので、それぞれの管理者と調整をすることになります。

委員長

ここに県土整備部、県環境生活部とか出てるんですが、その他のところも連携するということですね。分かりました。

牛場委員

このボランティアの配置とありますが、これからボランティアを募るといふか、登下校のときにそういう方のお力を借りるといふことでよろしいのでしょうか。

生徒指導課長

実際に危険箇所についての対策といっても、道路の拡張をするのに土地の買収が必要であったり、なかなか難しいところもあります。踏切もありますので。そういう意味ではボランティアの方たちのご協力も得ながら、危険箇所への対策を講じていくことも必要になってくると思っています。

牛場委員

小学校3年生の子どもが踏切のところで2人か3人、子どもだけでぶら下がり電車が通るのを待っている光景も見ますので、その辺をガードしていただければ、すごくありがたいと思いますが。

生徒指導課長

スクールガードの皆さんだけではなく、本当に地域の皆さんが見かけたときに声をかけていただくというような取組がぜひ必要かと思っていますので、呼びかけも各学校からも教育委員会からもさせていただきたいと思っています。

委員長

他はよろしいでしょうか。

—全委員が本報告を了承する。—

・審議事項

報告2 指定管理者が行う公の施設の管理状況について (公開)

(野原社会教育・文化財保護課長説明)

報告2 指定管理者が行う公の施設の管理状況について

指定管理者が行う公の施設の管理状況について、別紙のとおり報告する。平成24年9月13日提出 三重県教育委員会事務局 社会教育・文化財保護課長。

この指定管理者が行う公の施設の管理状況についてですが、平成23年度にこの教育委員会が指定管理を行っている施設は、2つの社会教育施設です。指定管理の期間は資

料の1ページからですが、県立鈴鹿青少年センターについては、平成21年度から平成24年度までの4年間、また、資料5ページからになりますが、県立熊野少年自然の家は、平成22年度から24年度までの3年間となっています。

それでは、1ページをご覧ください。まず、鈴鹿青少年センターです。こちらの指定管理者は財団法人三重県体育協会です。2番目のこの施設の「施設設置者としての県の評価」ですが、「評価の項目」として3つ挙げられています。まず、1つ目ですが、「管理業務の実施状況」のところですが、これについては、平成22年度に引き続き、2交代制の勤務体制の導入により利用受付時間の拡大による利用者サービス等の向上に努めている。また、積極的に施設・設備の修繕を実施するなど、効果的かつ効率的な管理運営を行っているところから、指定管理者の自己評価と同じくBということで、県の評価は空欄になっています。

続きまして、2の「施設の利用状況」です。こちらについては、繁忙期には休業日を縮小し、また、施設の利用機会の拡大を図っていること、新規に「職人ものづくり教室」や「伊勢型紙の体験教室の出前事業」などの実施、また、利用者の研修内容に合わせたボランティアの活動支援など体験学習の充実に努め、利用者のサービスの向上を図っているところから、これも指定管理者の自己評価と同じくBとしています。

また、3番目の「成果目標及びその実績」については、施設延利用者数が74,365人です。目標の数値は74,100人ということです。施設稼働率は93.5%、目標は95.6%です。利用者の満足度は99%、目標は93.7%でした。こういった施設延利用者数及び利用者の満足度については、目標を達成できております。しかし、施設稼働率は、利用者の利用促進活動には取り組んでいますが、目的を達成できませんでした。しかし、この3項目の目標のうち、2項目の目標が達成していること、また、延利用者数は平成22年度実績に比べると、5,844人と大幅に利用者が増加しているところから、指定管理者と同じくBの評価をしています。

その下ですが、「総括的な評価」については、ただ今、説明申し上げた各コメントを整理したほか、危機管理等の取組が適正に行われていることなどを掲載しています。

2ページから4ページは、指定管理者の評価・報告です。

5ページは三重県立熊野少年自然の家でございます。こちらの指定管理者は、有限会社熊野市観光公社です。こちらの「施設設置者としての県の評価」ですが、評価の1番目である「管理業務の実施状況」ですが、宿泊利用者アンケートや主催事業の参加者アンケートを集約した意見を検討会等で検討し、業務改善に生かしていること、また、計画的な施設設備の修繕を実施しているところ等でございます。効果的・効率的な管理の運営を行っていることを評価し、指定管理者の自己評価と同じくBということで空白となっています。

2番目の「施設の利用状況」については、小中学校の宿泊研修や学校クラブ等のスポーツ・文化活動の合宿拠点としての利用促進を図るとともに、主催事業の充実や地域の団体との連携した共催事業などの実施に取り組み、利用者の更なる拡大を図っていることを評価し、これも指定管理者と同じくBの評価にしました。

3番目の「成果目標及びその実績」は、施設延利用者数は28,976人ということで、目標値は26,000人でした。また、利用者満足度については、92.3%、目標は

90%でした。この2項目いずれも目標を達成できましたので、指定管理者と同じくBの評価といたしました。

「総括的な評価」としては、今申し上げた各コメントを整理したうえ、こちらも同じく危機管理に関するマニュアル等を作成し取り組んでいるということで、そういったことも記載しています。

6ページ以降は、指定管理者からの評価内容です。以上、2施設については、今後とも指定管理者との信頼関係も含め、サービスの向上や適切な施設の利用環境の整備を進めてまいります。

以上、管理状況の報告です。

【質疑】

委員長

ありがとうございました。

報告2についてはいかがでしょうか。

牛場委員

これを見せていただいて、私も事業をしているので利用者のアンケートに寄せられた意見、職員の提案などによって施設改善をすぐ実施していると感じましたので、すばらしいなと思って読んでいました。こういうことってなかなかできないですけどね。

社会教育・文化財保護課長

今日、ご評価いただきましてありがとうございます。こういったことについては、私どもと指定管理者とで話し合いや打合せをさせていただいた中、指定管理者のほうでこういう工夫をされてきて、できるだけ利用者のサービスあるいは満足度を上げていくという取組をさせていただいていると思っています。

委員長

私もこれ、1ページの利用者の満足度は99%というんですね。これ以上の目標を立てられないんじゃないかと思うような高いレベルですね。これは逆にびっくりしてますが。

それから、施設稼働率も非常に高いように思います。こういう施設は平均というのは難しいですが、この施設が全国的に見てというか、どれぐらいの稼働率なのか、分かればですが、これは高いんじゃないかという気がするんですが。多分、すぐには分からないと思いますので、おそらく高い稼働率じゃないかという気がします、そのあたり、もし分かることがあれば。

社会教育・文化財保護課長

全国的というものについてはデータを持ち合わせておりませんが、現在の延利用者数及び稼働率ですが、この稼働率については開館しているときに1人でも利用者があればという、今はそういう率になっています。そういう意味では高くなっています。

委員長

分かりました。

真伏教育長

今のような話がありましたので、次回以降は、この稼働率は正しい稼働率ではないの

で、実際にきちっとした稼働状況が分かるような指標に変えて欲しいという話を今させていただいておりますので、次はそういう事情で出てくると思います。そうすると、おそらく一定、20%前後、10何%か20%ぐらいになってくると思います。それだけ見ると、決してほかの施設に比べて高い稼働率ではないと思いますので、やはりきちっとした評価をしなければいけないと思っていますので、そういう意味での見直しはさせていただきます。

委員長

分かりました。では、もう少し細かいことが分かるようにということですね、次回からは。分かりました。ありがとうございます。

岩崎委員

それに関わっていくんですが、次回からいろいろと指標も変わっていくということであれば、納得できないことはないですが、例えば、鈴鹿の青少年センターでいいますと、稼働率がすごく高くて、私見てて不思議だったのは、稼働率がすごく高い割には、平成22年度に比べ平成23年度で利用収入が減ったり、減ってる分と見ていいのか、指定管理料は逆にちょっと上がったりしているんですね。こういう指定管理者の算定なんかには、この稼働率であるとか満足度も、これって年々のものにどういうふうに反映されているのかなと思って見ていたのですが。そのところはどうかでしょう。毎年ごとの指定管理料の算定にこういうベンチマークがどういう役割を果たしているのかというところは。

社会教育・文化財保護課長

まず、来年度以降の次期の選定においての目標という意味では、先ほどお話に出ました稼働率について、次回は延利用者数を目標値とします。また、定員稼働率という考え方で、今度は施設の稼働率としては、宿泊される方の割合とし、宿泊定員数に対する宿泊利用者数ということでの稼働率という設定を考えているところです。それがまず今後の目標値の考え方です。

もう1つ、指定管理料の部分については、昨年ご了解いただいたところではありますが、これまでの指定管理料の見直しも含めたり、あるいは、新たに生ずるような経費といったものを相殺させていただいて、次期については、今までよりは年あたりでは約200万円弱ぐらいの経費の節減という形で、これは今後5年間を考えているわけですが、年平均にいたしますと、それぐらいの指定管理料の設定という形で考えています。

牛場委員

価格が減っているのは、何か3歳以下は無料にしたとかという理由ですか。平成22年度と平成23年度と料金の取り方も違ってたから下がったとか、それは関係ないですか。条件が同じで下がっているんですか。

社会教育・文化財保護課主査

鈴鹿青少年センターの場合は、延利用者数としたら約5,000人ほど増加はしているのですが、この施設を利用する場合に、宿泊の研修の場合と宿泊を伴わない1日研修というのがあります。1日研修の割合を平成22年度と平成23年度を比べると、まさに平成23年度は1日研修の割合が約6,000人ほど多くなっているの、延利用者数約5,000人の増加分は、1日研修が増えたというところです。宿泊すると利用収入の増

加にはつながるんですが、1日研修が今回は増えたという結果になっていますので、収入の面では減っているという形になるのではないかと思います。

委員長

分かりました。他はよろしいでしょうか。

—全委員が本報告を了承する。—

・審議事項

報告3 指定管理者選定の進捗状況について (公開)

(野原社会教育・文化財保護課長説明)

報告3 指定管理者選定の進捗状況について

指定管理者選定の進捗状況について、別紙のとおり報告する。平成24年9月13日提出 三重県教育委員会事務局 社会教育・文化財保護課長。

1ページをご覧ください。この指定管理者選定の進捗状況についてですが、先ほども少し言わせていただきましたが、県が持っています2つの社会教育施設については、平成25年4月1日から5年間にかけて指定管理を行うことになっています。そこで、この指定管理者を公正かつ適正に選定するために、外部の学識経験者等による三重県教育委員会指定管理者選定委員会を設置し、審議等を現在行っているところです。

それでは、お手元の資料の1ページから6ページまでありまして、最後に7ページに参考資料として指定管理者の選定基準を付けています。

まず、1ページの選定委員ですが、委員長をはじめ6名の委員がおります。それで、委員長は時安和行さん、至学館大学の学科長・准教授の方、また、委員長代理として前川準一さんは公認会計士の方でございます。あと、委員の長谷部拓哉さんは弁護士、また、瀬古久美子さんは、三重県小中学校校長会副会長、また、小石川巧史さんは、日本ボーイスカウト三重連盟理事、それと一般公募で選びました委員の鈴木早苗さんという6名になっています。この委員は、学識経験を有するこういった方々を任命し、委員会を進めているところです。

3番の進捗状況ですが、まず、6月28日に第1回の選定委員会を開催しました。そして、次に7月13日から8月3日にかけて募集要項の配布を行っています。8月6日、7日は、鈴鹿青少年センター及び熊野少年自然の家の現地の説明会を行っています。8月6日から8月24日にかけて募集要項に対する質問の受付及び回答、8月22日は第2回の選定委員会を開催しています。そして、8月24日から9月7日に申請書受付をしています。今後の予定ですが、10月12日に第3回の選定委員会を開催する予定になっています。

それでは、選定委員会の審議の内容ですが、まずは6月28日の第1回の選定委員会は公開で行い、審査の基準や配点表を決定するとともに、選定までのスケジュール等についての審議を行っています。

今回の募集については、施設の安全管理に努め、また、利用者の視点に立った効果的かつ効率的な管理運営を行うとともに、学校教育やその他多様な主体と連携しながら、体験学習の機会と利用者の拡大に努めるため、新規の主催事業を実施することを明確に

し、利用者の安全確保のため修繕料のリスク分担の見直しも行いました。それに伴い、7ページをご覧ください。指定管理者の選定基準のところでは、こちらで、「1 管理運営方針に関する事項」、「2 管理業務に関する事項」、「3 運営業務に関する事項」、「4 収支計画に関する事項」、「5 組織及び人員に関する事項」という事項に合わせて、配点表の部分で20点という高配点をしています。こちらは、安全管理の部分、あるいは運営に関しての部分や、私どもが望んでいる体験学習の充実といった観点、それと、最後に収支計画と組織等、人員等についての部分を高配点としています。

また、ここにおいて最低の基準として総得点500点のうち、250点を最低基準とするわけですが、この最低基準を満たしていない場合も選定委員会において協議する等という中身も、この中で決められています。

また、8月22日に第2回の選定委員会を公開で行っており、指定管理者選定にかかる進捗状況を説明するとともに、審査の充実ということで2つの施設の見学を行っています。また、こういった開催結果はホームページ上で公開しています。

それでは、2ページにお戻りください。5番目の応募の状況です。まず、鈴鹿青少年センターの現地説明会の参加団体は4団体でした。そして、申請は財団法人三重県体育協会の応募がありました。

次に、熊野少年自然の家の現地説明会は3団体の参加があり、申請は有限会社熊野市観光公社が申請をしています。

それぞれの申請者が作成した事業計画書等は、3ページ以降の資料1からとなっていて、熊野は5ページからの資料2という形で提示しております。

次に、今後の予定です。鈴鹿青少年センター及び熊野少年自然の家の次期指定管理者の選定について、10月12日に申請のありましたこの2団体のヒアリング審査及び総合審査の結果を踏まえ、選定していくこととなります。また、指定管理者の指定については、平成24年第2回定例会11月議会の議決を経て指定することとなります。また協定の締結は、平成25年1月から3月までの期間で締結することとなります。そして、指定期間は、平成25年4月1日から平成30年3月31日までの5年間ということで指定管理者で管理運営を行っていきたいと思います。

以上、2つの施設の指定管理の選定にあたっては、今後も選定過程においても透明性・公平性を高めていくとともに、指定管理者選定の更新にかかる手続きを粛々と進めてまいります。

【質疑】

委員長

ありがとうございました。

報告3についていかがでしょうか。

岩崎委員

これはまさに指定管理者の選定委員会さんのほうで今検討されている事項ですから、10月には選定されるわけですから、これについてはあまり言いたくないのですが、4ページの下鈴鹿青少年センターの収支計画書を見る限り、これはちょっときついなと思いますね。あまり工夫されていないのではないかという気が少ししますが、これは選定

委員会さんで議論をしていただければいいかとは思いますが。

委員長

といたしますと。

岩崎委員

上のほうでセンターの利用増大に貢献できる事業をいろいろ実施していきますと言って、マスコミ等に情報提供するだけというのはどうかと思うんですが、具体的に主催事業で新規に9事業やると。従来から継続して実施する事業が15事業、合計24事業やっていくわけですね。それだけをやったにもかかわらず、利用料金収入と参加料収入の見通しが、25年度からずっと同じだというのはちょっと解せないという気がします。設定がずっと同じになっていますでしょう。それだけの事業をやれば、どちらかは増えていきますよね、というのがどうなんだろうな。

例えば、熊野のほうを見ていきますと、利用料金収入をちょっとでも増やしていこうと。主催3事業の参加費はあまり増えないかもしれないけど、利用料金収入はちょっとでも増やしていこうという目標が設定されていますね。鈴鹿のほうはそれがないんじゃないかな。

牛場委員

参加料収入が、ずっと5,000千円の横並びですけれどね。

岩崎委員

主催事業をいろいろやっていて参加料収入が同じというのはどういうことなのかというの、この資料を見て思っております。

牛場委員

これ、参加料収入、ずっと横並びですね。

委員長

他はよろしいでしょうか。

今のはこれは以前の計画でこうなっているということですか。今のことに対して、もし何かあれば。

社会教育・文化財保護課長

この評価については、選定委員会ということが前提にありますので、私どもはこれをするのではないんですが、ただ、今回上がって来ました収支計画については、指定管理料は、どちらの施設も私どもが提示した上限いっぱいを出だしてきているということで、それは私どもが求めているものを精一杯やっていただけのものという考え方は持っています。

ただ、その内訳のところの話になってきますと、今、コメントは控えさせていただきます。

岩崎委員

選定過程ですから、それは全然いいのですが。

委員長

それでは、そういう話もあったということ。

それから、1ページの4のところに「修繕料のリスク分担の見直し」と書いてありますが、これは具体的にはどういうことを言いますか。

社会教育・文化財保護課長

今回、施設及び設備の安全の確保ということで、指定管理者との修繕のリスクの分担について、見直しを行ったところです。これまでは100万円までについては指定管理者がするという形になっていまして、100万円を超えるものについては県と協議ということで、やはりもっと積極的にやっていただくという部分では、250万円までの裁量をするという形で積極的に、かつ安全確保に早急に努められるようなという形でのリスクの分担額を変えさせていただいたところです。

一方、収支の部分については、計画しております修繕、年度ごとに決めていくわけですが、そういった中で執行残という部分は返していただきますという規定も逆に設けて、積極的に行えるようにという形を考えています。どうしてもいずれの施設もかなり年数が経っていますので、小規模なもので即対応が必要な部分については、協議に時間がかかるため、速やかに対応できるような見直しをしています。

ただ、適正に対応するということは、お互いやっていきたいと思っています。

委員長

ありがとうございました。

他はよろしいでしょうか。

—全委員が本報告を了承する。—

・審議事項

議案第26号 三重県文化財保護審議会委員の任命について（非公開）

社会教育・文化財保護課長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

議案第25号 平成24年度教育功労者表彰について（非公開）

教育総務課長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

教育総務課長

委員長、事項書の報告題には挙げていないんですが、生徒指導課の和田課長から1点ご報告がありますので、お時間をいただきたいと思います。

—全委員が了承。—

和田生徒指導課長

本県の児童生徒の問題行動等の生徒指導上の諸問題に関する調査の結果については、ご報告いたしました。この度、全国の調査結果の公表がありましたので、それについてご報告をさせていただきます。

資料としてお出ししたのは、新聞に報道されたものと、全国のいじめの認知件数の都

道府県の表と、裏面にはいじめの現在の状況という表を出させていただきました。

全国は各県の国公立を合わせた数での公表をしている状況になっています。全国的に見て三重県はいじめの認知件数が少ないという報道がされたところです。平成23年度の県内の公立小中学校、高等学校、特別支援学校においてのいじめの認知件数は、245件でした。今、見ていただいているものは、国公立を含んだ数ですので257件となっていますが、この数は全国でも少ない件数となっています。県としても18年度から調査してきた中では最も少ない件数となりました。1,000人あたりのいじめの認知件数の国公立合わせた数ですが、全国が5.0件であるのに対し、三重県は1.2件という状況にありました。

このように本県におけるいじめの認知件数が少ないことについては、これまでの各学校での様々な取組、個別面談や個人ノートとか家庭訪問、アンケート調査を実施したうえでの様々なきめ細かい取組が、子どもたちの理解につながっていったというようなこと、それから、学級満足度調査を活用して、早い段階で子どもたちの状況をつかみ、児童生徒の人間関係づくりを推進するといったような取組を進めてきたこと、また、スクールカウンセラーについては、希望する中学校へはすべて配置、さらには小学校へも拡充ということを進めてきました。このように協力相談体制の充実を図り、様々な取組によっていじめの未然防止につなげることができたのではないかと考えています。

しかし、いじめはどの子にもどの学校でも起こり得るものであるという認識に立って、見逃しているいじめがないかといったような意識を常に持っていくことは、非常に大事だと思っています。いじめの認知件数の右端のところに、「アンケート調査の実施状況」という表が付いています。本県はいじめに関するアンケート調査を実施したかどうかの状況は、98.4%、国公立合わせての数字ですが、公立学校については100%、少なくとも1回は100%の学校で実施をしている状況になっています。

今後は、さらに見逃しているいじめがないかどうか、実態把握を進めていくという意味で、アンケート調査を少なくとも学期に1回、複数回実施するなどして、適切に実態把握をし、早期発見・早期対応の取組を進めていきたいと思っています。

また、裏面ですが、いじめの現在の状況における解消状況ということで、認知したいじめが今現在、どういう状況になっているのかということで回答するようになっています。「解消しているもの」、「一定の解消を図られたが、継続支援中」、「解消に向けて取組み中」、「他校への転学、進学等」というこの4つの項目に分けて回答するようになっています。「解消しているもの」のパーセントが新聞等に報道されており、本県は69.6%、全国平均が79.0%に比較すると、少し低いのではないかという新聞報道がなされているところですが、県としては、いったん解消しても、その後継続支援中、引き続き、子どもたちの人間関係の中で起こってくるいじめということもありますので、継続して子どもたちの状況を見ていく、心のケアを図っていくといった意味で、継続支援中も含めていじめが解消していつているというとらえ方をしているところです。

いろんな新聞報道等については解消しているものということのみをとらえて表にしてあるところですが、併せて一定の支援中も含めて県としてはとらえて、今後の取組も進めていきたいと思っていますが、早く解消するのが最も大事だと思っていますので、解消するように、例えば学校問題解決サポートチームを派遣するとか、月例の報告を市町

からいただくことになっていますが、その報告に基づいて県としての適切な支援をするといった取組を進めていきたいと思っています。

【質疑】

委員長

ありがとうございます。

1つ質問したいのですが、小中高のデータもあるんですね、いじめ解消のところは。いじめ解消の小中高のはここには出ていないだけですか。それともあるんですか。

生徒指導課長

全国については、ここに出ているものだけしか資料としてはありませんが、県についてはございます。

委員長

ありますね。それはどうでしたかね。前にチラッと見たことがあるんですが、かなり良かったような気がするんですが。あれは高校だけだったかな。

生徒指導課長

いじめの解消状況、県としては、解消しているもの、解消が図られたけれども継続支援中、これを合わせてまとめておりますが、全体では93.5%、校種別では小学校が90.2%、中学校が94.5%、高等学校は100%、特別支援学校は100%の解消状況になっています。

委員長

そうですね。私はこれを以前見たことがあるので、これを見てあれっと思ったのですが、解消して支援しているものも含めたので増えたということですね。解消した後もケアしているとか、そういうものも含めてるという意味で増えたということですか。

生徒指導課長

継続的に支援しているものも含めて解消しているというような、県としての報告の中ではそのようにさせていただきました。

委員長

90%とか94.5%とかありますね。それとこの数値の違いをもう一度はつきりと教えて欲しいんです。

生徒指導課長

93.5%というのは解消しているもの、それと、一定の解消が図られたが継続支援中、この合わせた数で県の解消状況ということで前日も報告をさせていただきました。

委員長

69.6%は解消をしているものという意味ですか。

教育長

一番左側のものと、報告したものの違いということでしょう。

委員長

この解消しているものとこれとプラスした数字か、分かりました。

生徒指導課長

国のほうは国公立含めた数です。

委員長

分かりました。数字の違いはよく分かりました。

それから、最初、これを見て98.4%というのが、これは私学と国立も入っているわけですね。ということは、国立私立はやってないところがあるということですね。

生徒指導課長

そうです。公立は100%です。

委員長

公立は100%、これをちょっと強調して欲しいね。教育委員会は国立と私立は管轄外ですから、どうしようもないですよ。これを上げるためにはどうしたらいいんですか。私学に対してはどこから働きかけるんですか。ここはやれないのかもしれませんが。

生徒指導課長

いじめの問題については、環境生活部に私学課というのがありまして、その私学課がいろんな私学に対しても指導・助言ということはなかなか、それぞれ私学は私学のいろんな精神というのがあると思いますが、ただ、いじめの問題、三重県での子どもたちの様々な問題については、公立私立関係なくということですので、同じ取組を進めていこうという連携を図りながら、いじめの対策について、公立と同様の方法でということについては、話し合っってそういう方向で進めていきます。

委員長

そうですね、こういう調査もしないというのはちょっと問題になるような気がするんですが、公立100%と聞きましたので、ちょっと安心しました。ありがとうございます。

皆さんのほうから何かございませんか。

一定の成果が上がっているんじゃないかと思っていますので、今後もよろしく願いいたします。ありがとうございました。